



ましで、研修終了時の講習及び認定試験は中止」たといふでござります。

○中桐委員 通信教育というような形のものになつたといふことなんですが、先ほどの国際エステ連盟などの基準、取り組みを含めて、さらにこの点について再検討していただきたいといふふうに思います。

さて、時間がございませんので、その次に移りたいわけでござりますが、このエステティックサロンで行われている電気脱毛の問題について、これは極めて位置づけが不明確といいますが、これが医師法に違反するという見解がこれまで出されておるわけですが、この見解にもし変わりがないとしますと、これから行っていく、業界の技術レベルの向上ということのために行う研修制度、この研修制度の中に電気脱毛という項目が入りますと、医師法違反との判断をしてくる厚生省通知との整合性が問題になるとなるわけですが、さうですが、この点について、どのように厚生省としては今後対処されていかれるのか。あると、まだ、この点について、医師法違反であるとうになりますと非常に問題が複雑になつてしまりますので、新たに、これは国家資格かどうかは別ですが、つまり、国際エステ連盟等がつとめている自主的な資格等のことも勘案しながら、しかし、いずれにしてもレベルアップをするための何らかの取り組みが必要である。具体的に言えば、国家資格ということであれば、そういう資格あるいは業法というふうなものを認定することによって何らかのレベルアップを図る必要があると思つておいでござりますが、これらの点について、厚生省の御見解を伺いたいと思つます。

○小野(昭)政府委員 昭和五十九年に経済政策局の医療課から、電気脱毛は医行為であるとの見解を示しておるところではござりますが、この医行為の内容につきましては、医学等の進歩によりますて変わり得るものでござります。

いわゆる電気脱毛について申し上げますと、昭

和五十九年当時と現在のものでは、その機器が格段に進歩いたしております。一例を挙げますと、例えは昭和五十九年当時は通電量のメーターがございませんでした。現在はございます。それが、一回の通電時間が六十秒から百八十秒かかつていたわけでござりますが、現在は七、八秒でござります。それから、針の反復使用は、五十九年当時は反復使用いたしておりました。現在は使ひ捨てでござります。一回に挿入する針の数も十六本から一本とどうぞうに減ってきております。

そういう状況がございまして、最近の電気脱毛機器につきましては、そういう性能の向上があるということをいたしまして、可燃的違法性がないと認められるケースもあるわけでござります。昭和五十九年以降、医師法違反の発禁で発表しました四つの事例は、いずれも起訴されていないなど、ようないことにござります。そういう状況を踏まえますと、現在では、一概に取り締まりの対象とすべきことは難しくとも思っております。

しかしながら、先生御指摘にございましたように、日本エステティック研究財团が講習を始めたことについては、現状を少しでも改善をいたしまして、利用者の安全を高めようという取り組みであることから、直ちに中止させなければならぬことのようですが、医師法違反によっては、なかなか問題は深刻ではないか。

先ほどの苦情の件数が年々増加をしておりまして、今年度も、まだ半期でござりますが、ほぼ同じような件数が上がってきてらる。その中には、サービスの質の問題を含めて出てきてるところだけでもございまして、この点につきまして、やはり業界がもとと広く、エステティック業界にかかる問題が困難だといつづる現実にかんがみますと、御指摘のような資格あるいは業法を制定いたしまして、これによりまして規制を行つことは一つの方法であるとうと考えております。

しかしながら、過去の臨時行政改革推進審議会の答申におきまして、資格制度の新設を織に抑制すべきであるとされておりまして、行政改革の視点からは、新たな資格あるいは業法を制定することは現実的でないと考えております。また、関係者が非常にたくさんおりますので、その調整を行ふことは非常に時間を要するということです。

現時点では非常に困難であると考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、

業界といつても、業者はたくさんいる。その水準も大過ない。中にはいいかげんなものもあるかもしれませんし、問題のないところもあるかもしれません。この点について、電気脱毛等についても踏まえ、よく検討したいと考えております。

○中桐委員 非常に複雑な問題というが、それに

さりに、いわゆる資格をどんどんつくっていくと意味があるものと考えておりまして、御指摘の点

も踏まえ、よく検討したいと考えております。

一方、電気脱毛についてはいろいろ消費者から

健康被害の苦情が寄せられております。この健康被害を減少させるためには、特に悪質なものについては医師法違反で取り締まることができると思いますが、今後は業界による自主的な取り組みによっては、技術水準の向上と言葉の適切、妥当が図られるよう、厚生省として指導をしていく必要があるのではないかとうつぶに感じております。

○中桐委員 消費者の問題につけてどのよう

にこの点につけては、よく消費者にも理解してもらいたい。これは消費者が何とか何か週一回とか、そんなものもあるだろう。そういう指導が必要だと私は考えております。

○中桐委員 消費者の問題につけてどのよう

にこの点につけては、よく消費者にも理解してもらいたい。これは消費者が何とか何か週一回とか、そんなものもあるだろう。それは業界独自でやっていいわけですから、どういったことが必要だらうか、どういうふうに思ひますので、その点につけては最後につけて加えさせていただきます。

あるといふふうに私は思つております。

そこで今後、一つは医師法との整合性をとるよ

うに図るがとく問題、そして、特に急がれる

ことがあります。どうぞ、お聞きください。

○金子委員長 以上で中桐伸五君の質疑は終つたしました。

次に、瀬古由起子さん。

○瀬古由起子 日本共産黨の瀬古由起子でござります。

昨年の四月一日にらい子防法が廃止されましてからちょうど一年七ヵ月たちました。この間、私は、全国にあります十国立療養所の十五カ所のうち